

川越市立図書館管理規則の一部を改正する
規則（案）の概要について

令和5年12月

教育総務部 中央図書館

1 改正の趣旨

川越市立図書館管理規則は、休館日や利用時間、利用方法などの事項を定めることにより、円滑な施設運営を図ることを目的として制定しております。

このたびの改正は、第5条の規定の一部を改めることにより、市民サービスの向上を図ろうとするものです。

2 改正の主な内容

図書館での飲食については、所定の場所でのみ可能となっておりますが、館内での飲食をしないことを基本とし、例外として教育長が認めた場合は除外できるようにすることにより、館内における飲食の緩和が可能となるようにしようとするものです。

3 規則（案）の施行予定期日

公布の日から施行しようとするものです。